

憲法「九条の会」アピールに賛同する 第6号 2010年10月発行

愛知・大学人ネットワークNews

民主主義科学者協会法律部会編『法律時報増刊：安保改定50年—軍事同盟のない世界へ』（日本評論社、2010年）を読んで

菅原 真（名古屋市立大学・憲法学）

本年2010年は、60年安保改定から50年目の節目の年であるということから、日米安保条約に関する最近の論稿を読んでそれを論評するよう事務局からご依頼があった。当初、事務局からご指示があったのは、岩波書店発行の『世界』2010年6月号（特集「日米安保を根底から考え直す」）の諸論稿である。これは、読みやすさという点でも、安保のイロハから学べるという点でも秀逸な特集であるので是非ご一読いただきたいが、本「ニュース」の読者には大学の研究者が想定されているので、むしろここでは、安保を本格的に学ぶことのできる最新の文献として、民科法律部会編『法律時報増刊号』（以下、本書とする）を紹介することにしたい。それぞれの分野に関して現時点でもっとも適任と考えられる執筆者（第一線の研究者から若手まで）による諸論稿が収められているのみならず、安保体制を検討する上で必要不可欠な基本文書が巻末に掲載されており、民科非会員の私が言うのも何ではあるが、安保体制の歴史と現状に関する全体像を把握するために最適のテキストであると考えられるからである（以下、敬称略）。

本書の構成は、「序文：民科法律部会の安保研究」（広渡清吾）に続き、(1)安保体制の総論、すなわち日米関係の法的・政治的・経済的・軍事的諸領域の歴史的展開と理論的課題について、憲法学・政治学・国際法学・国際金融論の専門家が論じた「Ⅰ．安保体制と法構造」（森英樹、桐山孝信、明田川融、伊藤正直、本秀紀、水島朝穂、渡辺治）、(2)安保体制下における国内外の個別課題とその現状について、国際法学・憲法学・行政法学の研究者が各論的に検討した「Ⅱ．安保体制と法状況」（松田竹男、山形英朗、楢林建司、比屋定泰治、浦田一郎、只野雅人、徳田博人、小沢隆一、石崎学）、(3)国際情勢の新展開の中で、米韓中の諸国からみた日米安保や日本国内における諸議論を、国際法学・憲法学・市民運動家が紹介した「Ⅲ．安保体制と社会」（藤田久一、岡本篤尚、李京柱、孫占坤、青井美帆、湯浅一郎、若尾典子、永山茂樹）、(4)自衛隊の海外派兵反対運動や沖縄の米軍基地撤去闘争をはじめ、安保体制の下で展開された現実の裁判闘争や住民運動、さらに脱軍事同盟をすすめていくための展望と課題について、法曹実務家、政治学者・憲法学者が論じた「Ⅳ．安保体制批判の運動と展望」（川口創、加藤裕、井上正

信、土佐弘之、麻生多聞、君島東彦)、(5)日米安保体制に関する重要文書・資料を掲載する「V. 資料編」(塚田哲之、多田一路、植松健一、大河内美紀)からなる。

本書を読むことによって特に考えさせられたことは、以下の諸点である。

まず第一に、この 50 年の間に、「極東安保」から「アジア・太平洋安保」を経て「グローバル安保」へと成長していった「安保」の大変身のプロセスとその実態である。この大変身は、単に地理的拡大にとどまらず、米軍と自衛隊の一体化の進行であり、とりわけ 9・11 事件以降は、単なる「再編(reformation)」ではない「形質転換(transformation)」が見られる(森論文・水島論文)。

故・長谷川正安が 1960 年に提唱した「二つの法体系論」(「憲法を最高法規として、法律—命令とつづく憲法体系」以外に「安保条約を最高法規として、地位協定—特別法とつづく安保体系」が存在し、アメリカへの従属によって、日本国憲法の実現が阻まれているとの理論)を継承する「実質的安保体系」論(本論文)によれば、この 50 年間で「解釈改憲」ならぬ「解釈改安保」の状況は深刻なものがある。安保条約も地位協定も一言一句変わっていないにもかかわらず、「安保を超える安保」によって、自衛隊は米軍とイラク戦争に加担したのである。日本政府のアメリカへの従属については、その「思考にカンヌキがかかってしまう」マジック・ワードがある。それが、「同盟(alliance)」である(森論文、浦田論文)。昨年の政権交代によって動き出すかと期待された「普天間基地」撤去、核密約を含む「密約の存在の徹底検証」であったが、民主党は「自覚なくパンドラの箱を開けた」ために、それを実現することはできなかった(渡辺・明田川論文)。たしかに「三党連立政権合意」の外交政策の柱には、「主体的な外交戦略を構築し、緊密で対等な日米同盟関係をつくる」という文言があり、「同盟」という言葉が挿入していたことが想起される。

第二に、第一の問題とも関係して、現在の「グローバル安保」が、米軍基地を有する住民(特に沖縄)にとって(比屋定・若尾・加藤論文)、また日本国憲法を有する日本国民(自衛隊員を含む)にとって(川口論文)、また人類全体の行方にとって(山形論文)、どのような効果をもたらしているのかを検証し、日米安保条約の本質を明らかにしている点である。この点で、「軍事同盟のない世界へ」という本書の副題に掲げられた方向に日本政府がベクトルを変えて踏み出していくために重要な点は、とりわけ安保によってもたらされた「加害」の視点を国民一人ひとりが認識することである(川口論文)と私は考える。

憲法制定議会に議員を選出できず、また 27 年もの間日本から分断されアメリカの占領支配が行われ、「日本本土の平和と発展のために(…)『踏み石』にされ」続けた沖縄の現状を打破するためには、鳩山前首相が思考停止によってあきらめた問い、すなわち「なぜ沖縄に米軍基地が必要なのか」、「なぜ安保条約によって沖縄に海兵隊が必要なのか」を真摯に国民一人ひとりが問い続けることが必要である。たしかに、アメリカにとっての安保の効用は、①アメリカが「日本の安全」を守るという日本向けの建前論(永山論文)、②アジア諸国に向けては日本を軍事大国化させないという「瓶の蓋」論(孫論文)、③多額の「思いやり予算」までついた安上がりの基地を極東に持てるという経済的メリット論(小沢論文)、④日本の自衛隊を「配下」の同盟軍として利用し、アメリカの世界戦略の最前線を固めることができるという軍事上のメリット論があるが、そのいずれもが日本にとってはまったく効用がないばかりか、米軍基地の存在は、日本が戦争加害者となり、自らの安全を破壊することに繋がる。イラク戦争において、沖縄の基地から出発した海兵隊やヘリ部隊が現地

での掃討作戦に加わったことは、「沖縄・日本がイラクに対し戦争加害の立場にあること」を意味した(川口論文)。2004年、私の留学先のフランス・ストラスブールの地元紙「DNA」には、「平和憲法の終わり(La fin de la Constitution pacifiste)」というタイトルを付けた日本のイラク戦争参戦記事が掲載されていた。

最後に、安保廃棄の展望についてである。

まず、上述のような状況に抗して憲法9条の擁護を求める国民が勝ち取った「自衛隊イラク派兵違憲訴訟」(憲法裁判)の成果である。「愛する自衛隊をアメリカの違法な戦争のために海外に出すことは許せない」として故・箕輪登など自民党の有力者までが原告となった全国の裁判の中で、特に名古屋高裁の2008年4月17日判決は「平和的生存権」の具体的権利性を認めるとともに、イラクでの航空自衛隊の活動が憲法9条1項に反するとの違憲判断を下すことによって、自衛隊のイラク撤去を決定づけた(川口・麻生論文)。私たち日本国民は、この判決が認容した憲法規範的価値について何度も確認し、安保体制の現状を批判的に検討していく必要がある。

さらに、「立憲主義」に基づく「日本の軍事力の規制・克服」、「共通の地域的安全保障レジーム」の創設、NGOによる米国市民との連帯による覇権国アメリカの軍事力の規制など、具体的なアイデアとその実践(君島論文など)も様々な示唆を与えてくれる。

日米関係を友好的な「普通の関係」に転換しつつ、自衛隊を憲法に適合的な方向に「再編」するという長期的課題(水島論文)を実現するためには、その主動力は、主権者である日本国民以外に求めることはできない。憲法9条という世界に類例のない条項を有する日本に住む私たち研究者は、「むずかしいことをやさしく／やさしいことをふかく／ふかいことをおもしろく／おもしろいことをまじめに／まじめなことをゆかいに／そしてゆかいなことはあくまでゆかいに」という故・井上ひさしの言葉を想起しながら、自らのアイデンティティを揺るがせにすることなく、我が国が憲法9条を堅持して、アジアと世界の平和構築実現にとって障害となる「歴史的遺物」を除去していける国になれるよう、各人がその専門的役割を果たしていきたいものである。

(2010年9月24日脱稿)

日本福祉大学九条の会平和講演会「イラク戦争とイラク派兵を検証する」川口創氏の講演の感想

日本福祉大学 光永福子

2010年4月24日に新入生歓迎企画として日本福祉大学九条の会が毎年行っている春の講演会が行われました。講師は、名古屋第一法律事務所・弁護士の川口創さんです。自衛隊イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長でもあります。日本福祉大学九条の会では、「9条+25条」、「平和」と「福祉」をつなげる視点を大切に活動しています。2003年3月20日のイラク戦争の開始からまる

7年が経ちました。日本では当時の小泉首相がいち早く支持を表明し、自衛隊を派遣しました。しかし、アフガニスタンやイラクでは今も戦火が続いています。オランダやイギリスでは大義のなかったイラク戦争の検証作業がすでにはじまっています。日本でも2007年の春に日本福祉大学で講演をしていただいた高遠菜穂子さんたちが「イラク戦争の検証を求めるネットワーク」を立ち上げ検証作業をはじめています。今回の講演では、自衛隊イラク派兵違憲判決の意味について学び、私たちの未来にこの判決がどんな意味を持つのかを学生と一緒に考えたいと思い企画しました。

講演では、DVD「ジャーハダ イラク民衆の戦い」を見て映像でイラクの現状を目の当たりにしました。シリアのリトルバグダッドと呼ばれるダマスカスに流れ込むイラク難民、しかし彼らはUNHCR（国際連合難民高等弁務官事務所）に認定されなければバグダッドへ帰らざるを得ないこと、米軍の生物化学兵器・劣化ウラン弾使用による尿道奇形などの人体への被害、またファルージャなどでは米軍の空爆による神経麻痺・知的障害患者が出ていることから米軍による毒ガス使用疑惑も浮上していること、民営化される戦争によって戦死者を隠すため砂漠には多くの遺体がいまも埋まっていること、米国政府と軍事産業との癒着の現状などについて知ることができました。そして、日本の自衛隊は小牧基地からイラクへと出発しています。自衛隊は米軍をバグダッドまで輸送する仕事をしてきたことが明らかになっています。ほとんど物資を運んでおらず兵士を戦地まで送り届ける役目を果たしていたのです。これは共謀罪といえます。2008年4月17日のイラク派兵違憲判決が出されました。判決文から抜粋します。「21項違憲判断（航空自衛隊は）多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものといえる。したがって、このような航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては、（一部省略）他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるといえることができる。よって、現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる。」私たち国民は、このような政府の行いを見過ごしていいのでしょうか。知らなかっただけでは済まされない事態が世界では起こっています。参加者からは、「戦争について授業で習うことしか知らなかった。自分には関係ないと思っていた。自分のできることをしたいと思った。」などの感想を聞くことができました。学生にとって戦争の実態を知り、解決のために行動している人の存在を知るいいきっかけになったと思います。また日本国憲法第九条を守るだけでなく、九条を活かす社会を求めていかなければいけないと思います。そのためには、日本全国に広がる九条の会の活動が本当に大切であると同時に、九条を活かすために国民として政府の行動を監視し政府に求めていくことも重要であると再認識する講演会となりました。また、秋には日本福祉大学の大学祭において講演会を企画しています。憲法九条について考えてもらうきっかけにしたいと思っています。九条を守り、活かす社会のため今後も多彩な活動を行っていきたいと考えています。

（発行人） 憲法「九条の会」アピールに賛同する愛知・大学人ネットワーク事務局
（連絡先） 東海私大教連 電話 052-883 - 6969 FAX052 - 883 - 6968
（ホームページ） http://www.geocities.jp/daigaku_aichi_9/
（会費・カンパ振込み先）「九条の会」愛知・大学人 0860-0-186906